

令和 8 年 5 月 1 日

神戸市建設局技術管理課

## 土木工事標準積算基準書の一部改定について

令和 8 年度国土交通省積算基準の改定に伴い、本市土木工事標準積算基準書について、下記のとおり一部改定しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定内容

土木工事標準積算基準書（令和 7 年度） 一般管理費等率の改定

#### 2. 適用開始

令和 8 年 5 月 1 日以降の単価適用年月日で設計価格を設定する工事

## 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

### ① 一般管理費等

#### 1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬  
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当  
本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与
- (3) 退職金  
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費  
本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費  
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費  
建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費  
事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費  
通信費，交通費及び旅費
- (9) 動力，用水光熱費  
電力，水道，ガス等の費用
- (10) 調査研究費  
技術研究，開発等の費用
- (11) 広告宣伝費  
広告，公告，宣伝に要する費用
- (12) 交際費  
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃  
事務所，寮，社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費  
建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却  
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却  
新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課  
不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
- (19) 保険料  
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費  
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費  
電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

## 2 付 加 利 益

- (1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

## 3 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（G<sub>p</sub>）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

## 4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金が必要であると認められる場合における前払金支出割合の相違による取扱い

本市においては，「公共工事の前払金に関する規則」第2条の規定により，請負金額が1件100万円以上のものは，当該請負金額の40%を限度に前払金払をすることができるとしている。

また，「公共工事の前払金に関する事務処理要綱」第4条の規定により，前払金が必要であると認められる場合において，前払金支出割合を設計図書で制限し，請負金額の35%以下となる場合の一般管理費等率は，別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお，前払金の保証対象でない工事は，一般管理費等の補正の対象外である。

- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に，別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等率とする。本市においては，神戸市工事請負契約約款第4条において，原則，請負人に金銭的保証を要求しており，別表第3のケース1に該当する。

ただし，例外的にケース3に該当することがあり，具体例を示す。

- ① 神戸市契約規則第23条及び第25条の2の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
  - (イ) 契約金額400万円以下の契約
  - (ロ) 契約締結後30日以内に履行し得る契約
  - (ハ) その他契約書を省略しても支障がないと認める場合
- ② 神戸市契約規則第25条の規定により契約保証金を免除する工事請負契約である場合
  - (イ) 契約金額1,000万円未満の契約
  - (ロ) 契約締結後30日以内に履行し得る契約

なお，契約の保証に必要な費用は，当初設計に見込むものとする。

- (3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
 

自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

### 別表第1

### 一 般 管 理 費 等 率

#### ・工種区分が水道工事以外の場合

- (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \quad (\%)$$

ただし，G<sub>p</sub>：一般管理費等率（%）

C<sub>p</sub>：対象工事原価（円）

（注）1. G<sub>p</sub>の値は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

## ・工種区分が水道工事の場合

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：対象工事原価（円）(注) 1.  $G_p$ の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

## 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

### ① 一般管理費等

#### 1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬  
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当  
本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与
- (3) 退職金  
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費  
本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費  
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費  
建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費  
事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費  
通信費，交通費及び旅費
- (9) 動力，用水光熱費  
電力，水道，ガス等の費用
- (10) 調査研究費  
技術研究，開発等の費用
- (11) 広告宣伝費  
広告，公告，宣伝に要する費用
- (12) 交際費  
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃  
事務所，寮，社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費  
建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却  
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却  
新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課  
不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
- (19) 保険料  
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費  
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費  
電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

## 2 付 加 利 益

- (1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

## 3 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（G<sub>p</sub>）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

## 4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払が必要であると認められる場合における前払金支出割合の相違による取扱い

本市においては，「公共工事の前払金に関する規則」第2条の規定により，請負金額が1件100万円以上のものは，当該請負金額の40%を限度に前払金をすることができるとしている。

また，「公共工事の前払金に関する事務処理要綱」第4条の規定により，前払が必要であると認められる場合において，前払金支出割合を設計図書で制限し，請負金額の35%以下となる場合の一般管理費等率は，別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお，前払金の保証対象でない工事は，一般管理費等の補正の対象外である。

- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に，別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等率とする。本市においては，神戸市工事請負契約約款第4条において，原則，請負人に金銭的保証を要求しており，別表第3のケース1に該当する。

ただし，例外的にケース3に該当することがあり，具体例を示す。

- ① 神戸市契約規則第23条及び第25条の2の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
  - (イ) 契約金額400万円以下の契約
  - (ロ) 契約締結後30日以内に履行し得る契約
  - (ハ) その他契約書を省略しても支障がないと認める場合
- ② 神戸市契約規則第25条の規定により契約保証金を免除する工事請負契約である場合
  - (イ) 契約金額1,000万円未満の契約
  - (ロ) 契約締結後30日以内に履行し得る契約

なお，契約の保証に必要な費用は，当初設計に見込むものとする。

- (3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

### 別表第1

### 一 般 管 理 費 等 率

#### ・工種区分が水道工事以外の場合

- (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	<del>23.57</del> 25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	<del>9.74</del> 10.63%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 - 4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 60.0834356 - 0.92101 \quad (\%)$$

ただし，G<sub>p</sub>：一般管理費等率（%）

C<sub>p</sub>：対象工事原価（円）

（注）1. G<sub>p</sub>の値は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

## ・工種区分が水道工事の場合

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \text{ (\%)}$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%) $C_p$ ：対象工事原価 (円)(注) 1.  $G_p$ の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない